

兵庫大学

平成 21 年度 大学機関別認証評価
評価報告書

平成 22 年 3 月

財団法人 日本高等教育評価機構

I 認証評価結果

【判定】

評価の結果、兵庫大学は、日本高等教育評価機構が定める大学評価基準を満たしていると認定する。

【認定期間】

平成 21(2009)年 4 月 1 日から平成 28(2016)年 3 月 31 日までとする。

【条件】

特になし。

II 総評

「睦」の精神を育む仏教主義に基づく大学として、豊かな人間性を涵養し有為な人材を養成するという大学の理念や目的は明確に定められており、それらは、ホームページや印刷物、音楽法要様式の入学式・卒業式、宗教室の設置及び「宗教と人生」「宗教と文化」などの科目開講を通じて、学内外に周知されている。この建学の精神や使命に基づいて、3学部・5学科・1大学院研究科及び3附属機関が適切に構成され相互に連携をとっている。

教育目的や課程別カリキュラム編成方針は、各学部・学科のシラバスや教育研究に関する学内組織運営に反映されている。「初年次教育導入委員会」「基礎・教養科目委員会」、学部ごとの教務委員会及び教育研究に関する最高意思決定機関である「大学運営会議」は、幅広い職業人としての人材育成を目指して実学教育を積極的に推進している。

アドミッションポリシーは建学の理念を踏まえ学部・学科ごとに具体的に設定され、選抜方法も適切である。学生への学習支援・サービス体制並びに就職・進学支援体制は、ウェブサイトによる「学修支援シート」上での共有情報を確認しながら、チューター制やオフィスアワー、学生センター、各相談室、委員会及び演習担当教員、「CR委員会」(キャンパスリフォーム委員会)などの活動によって充実しており、組織的にも個別的にも行届いた支援が確立している。ただし、社会福祉学科や大学院の経済情報研究科では、入学・収容定員ともに未充足となっているので、抜本的な対策の早急な出動が望まれる。

教育課程に必要な専任教員数・教授数ともに大学設置基準を上回る人数が確保されている。また、教員の採用・選考・昇任などの規程が整備され、審議から決定に至るまでの手続きや方針も明確であり適切に運営されている。教員の教育担当時間も適切であり、教員の自己申告に対して評価結果を賞与に加算する教員評価制度や共同研究費の採択制を導入しており、教員の教育研究活動を活性化するための取組みがなされている。FD委員会の活動は、学生による授業評価・授業の公開・パネルディスカッション及び「FD通信」の発行など積極性がみられるが、他方、今年度(平成 21(2009)年)に設置されたばかりの全学的なFD委員会は、いまだ十分に機能しているとは言えない。よって、今後、全学的に機能・統一化したFD(Faculty Development)活動の再構築が望まれる。

事務職員の組織編制は適切に配置・運営されており、採用・昇任・異動は諸規程及び人

事考課制度「HMBO(Hyogo university Management By Objectives and Self-control)」の導入に基づいて運営されている。また、各種の外部研修会やセミナーへの参加などにより、職員の資質・能力の向上のためのSD(Staff Development)活動が積極的に行われており、他方、職員が学内の各委員会に委員として参加し、教育研究支援のための事務体制が整備されている。

大学の方針、事業計画、予算編成方針などの重要事項を検討するために、理事会・評議員会・拡大常任理事会及び学園協議会などが設置され、寄附行為や諸規程に基づき適切に機能している。教学部門の運営は、大学運営会議を最高意思決定機関として、学部教授会・研究科委員会・学科長会議・「コース会議」・各種委員会によって適切に機能している。理事会には学長・副学長をはじめとする大学運営会議の構成員が加わっており、管理部門と教学部門の連携は適切である。なお、自己点検・評価は教育研究活動上の重要な施策として位置付け、報告書を作成・公表して大学運営の改善や向上につなげている。

安定した財源確保のため、経費の抑制・人件費の適正化並びに入学定員や学部・学科の改組改編、「早期希望退職優遇制度」の導入など財政の安定化に向けた努力が進行中である。監事及び監査法人による会計処理は適切であり、財務情報はホームページや学園ニュースなど適切な方法で公開されている。国・地方公共団体の補助金・助成金制度を活用して積極的に外部資金を導入しており、資産運用は規程を定めて適正に処理・運用されている。

校地・校舎・施設設備は大学設置基準を十分に満たしている。図書館は整備されており、学術情報ネットワーク「新 HARMONIS(Hyogo University Academic Resources Service for Multimedia Open Network Information System)」などが利用できる多数の学生用パソコンを設置している。グラウンドや体育施設は地域住民に開放している。

「危機管理ガイドライン」を制定して安全性の確保に努めている。ただし、建設計画に沿って耐震化のための補強工事を順次、実施する必要がある。

社会連携に関しては、加古川市からの継続的な受託研究、市・商工会議所との産官学連携協定、他大学と協力して「キッズオープンキャンパス」や「まちの寺子屋師範塾」の開催、「東播磨生活創造センター『かこむ』」のサテライト化、各種の公開講座の開催、兵庫県は、ため池の数が多いという特性を生かした「いなみ野ため池学講座」の開催など、多方面にわたり大学と地域社会との協力関係が構築されており、それらの種々の工夫・実行は高く評価できる。

社会的責務に関しては、組織倫理、個人情報保護、ハラスメント防止、研究倫理、公益通報、人権、危機管理、防災管理、薬品類の取扱いなどの諸規程を整備し適切に運営している。教育研究成果は、学内外に公正かつ適切に広報活動をする体制を整備している。

Ⅲ 基準ごとの評価

基準 1. 建学の精神・大学の基本理念及び使命・目的

【判定】

基準 1 を満たしている。

【判定理由】

「睦」の精神を育む仏教主義に基づく教育の実践を建学の精神や大学の理念とし、その精神の修養をもとに経済・情報・健康・福祉などへの実学に取り組み、地域に貢献できる人材の育成を大学の使命・目的として明確に定められている。

また、ホームページ、広報誌、大学案内、学生便覧、仏教の音楽法要様式の入学式・卒業式、教職員に対する辞令交付式、教職員・学生対象のセミナー、「宗教室」の設置及び「宗教と人生」「宗教と文化」の科目の開講などを通じて、大学の使命・目的を学内外に周知するよう努めている。大学創設以来、「和を貴し」とする社会の実現のために、これまで 3 学部・5 学科・1 大学院研究科及び 3 附属機関を設置し、地域の中で貢献できる人材を育成するとともに、知・情・意のバランスがとれた人格の発達・支援を大学教育の特色としている。

基準 2. 教育研究組織

【判定】

基準 2 を満たしている。

【判定理由】

3 学部、5 学科、1 研究科及び 3 附属機関が適切に構成され、相互に適切な関連性を保持している。健康科学部は、3 学科が学際融合分野で構成されており、学科ごとに栄養学・健康科学・看護学の学位を取得できる。また、初年次教育の実施形態として、経済情報学部では「基礎演習」、健康科学部の「基礎ゼミ」、生涯福祉学部の「演習 I」が設置されており、「初年次教育導入委員会」を中心に、充実化に取り組んでいる。

人間形成のための教養教育に関しては、各学科長を構成員として全学的な教養教育の実施運営に関する「基礎・教養科目委員会」、同委員会で審議した内容について提案・報告を受ける学部ごとの「教務委員会」と、その提案・審議内容を決定する学部ごとの教授会とで構成されている。教養教育の実施・運営は「学生センター教務課」が担当し、その教務課の責任者である学生センター部長が基礎・教養科目委員会委員長を兼ねており、運営の責任体制は確立している。

最高意思決定機関として「大学運営会議」を設置し、また、各学部・研究科の教育研究に関する重要事項を審議・決定する機関として各学部に教授会を、研究科に「研究科委員会」をそれぞれ設置している。更に、各学科の教育研究に関する事項は「学科会議」で、全学的かつ専門的な教育研究事項については各種委員会で意思決定を行っており、これらの組織は十分に機能している。

基準 3. 教育課程

【判定】

基準 3 を満たしている。

【判定理由】

大学学則及び大学院学則に大学の基本理念及び各学部、学科ごとの教育目的が定められ、かつ学生便覧などを通じて公表されている。これらの教育目的の達成のため、基礎・教養教育と専門教育から成る教育課程を適切に編成しており、目標達成に必要な科目を開講している。それらの科目は講義、演習、実習という授業形態を組合せ、系統別に履修させ、教育効果を上げるために教育方法を工夫している。また、地域住民・地方自治体と共同でため池の保全を通じた環境教育なども実施している。

教育課程は、各学部・学科とも基礎的な学力の強化・充実及び豊かな人間性の涵養を目的として基礎・教養科目を共通の基礎に置き、専門の学芸を探究するために、各学部各学科の専門教育科目と専門の学芸を生かすため教員免許などの資格科目で編成されている。各科目の授業期間、単位の認定や進級及び卒業・修了の要件が適切に定められており、資格取得や学力格差、学生の学習意欲にも適切な対応が講じられている。

学部の成績評価基準は学則に明記され、それらの教育目的の達成状況を点検・評価する取組みとして、学生による授業改善アンケートを、また、原則3年に一度全学生を対象に「学生生活実態・意識調査」を実施して改善状況を点検・評価している。

【参考意見】

- ・シラバスに講義内容が掲載されていない科目が一部にみられるので、早急な対策が望まれる。

基準4. 学生

【判定】

基準4を満たしている。

【判定理由】

アドミッションポリシーは建学の精神を踏まえ、学部・学科ごとに具体的に設定され、ホームページや入試説明会を通して適切に公開されている。入学者選抜はアドミッションポリシーに沿った選抜方法で実施され、適切に運営されている。定員充足率については、入学定員規模の適正化により経済情報学科では若干回復したものの、平成20(2008)年度に開設した社会福祉学科においては、入学定員、収容定員ともに定員未充足となっており、要因分析に基づく早急な対策が望まれる。

学習体制はチューター制やオフィスアワーを設け相談体制が整っている。学生へのサービス業務は教務・学生委員会、学生センター、チューター及び演習担当教員により、ウェブサイトによる「学修支援シート」上での情報を確認しながら、組織的・個別的に行き届いた支援が確立している。

経済的な支援、課外活動への支援、健康相談、心的支援、生活相談など学生サービスシステムも整備され、大学に対する学生の意見や不満は「CR委員会」(キャンパスリフォーム委員会)によってくみ上げられ、大学運営会議で審議・検討を経て、その回答は一般学

生にも示されている。

就職・進学支援体制は「就職推進委員会」と進路支援担当教員の連携により、学生の進路状況の情報が共有され、適切に運営されている。また、学生にキャリア関連科目の開講や企業などが独自で行うインターンシップなど十分に情報を提供している。

【優れた点】

- ・大学執行部と公募で参加した学生から成る「CR委員会」(キャンパスリフォーム委員会)は、学生が大学に対するさまざまな意見・要望を提出し、その各項目について大学が協議の結果を回答して、実績を積上げ、改善に努力していることは評価できる。

基準 5. 教員

【判定】

基準 5 を満たしている。

【判定理由】

教育課程に必要な専任教員数、教授数ともに大学設置基準を上回る人数が、確保されている。また、専任教員の専兼比率、年齢構成、専門分野など全体的に適切に配置されている。

教員の採用、昇任に関わる選考の基準は「兵庫大学専任教育職員選考規程」「兵庫大学等任期を定めて任用する教員に関する規則」及び「兵庫大学等特別任用教員規則」に原則公募に基づき、教授会や大学運営会議での発議・審議・決定など方針と手続きが明確に示されている。採用・昇任の決定手続きについては、「兵庫大学専任教育職員選考実施取扱要領」及び「兵庫大学専任教育職員の採用手続きについて」などの規程に基づき、適切に運用されている。

専任教員の教育担当時間も適切である。SA(Student Assistant)に関しては「兵庫大学・兵庫大学短期大学部スチューデント・アシスタント規程」に基づき、学士課程の学生が教員を支援している。

研究のためには一律の個人研究費と審査による採択制共同研究費が併用され、適切に配分されている。FD(Faculty Development)活動に関しては、平成 17(2005)年度に「兵庫大学・兵庫大学短期大学部 FD 委員会」が設置され、平成 19(2007)年度以降、学生による授業評価、授業公開、全体研修、ワークショップ、パネルディスカッション、「FD 通信」発行など積極的な取組みがなされつつある。

【参考意見】

- ・平成 21(2009)年度に設置された全学的な FD 委員会の活動は、まだ日が浅く、各学科・他委員会との連携がまだまだ希薄であるので、FD 委員会規程における所掌事項及び構成などを整備して、より機能的かつ実効性のある FD 活動への取組みが望まれる。

基準 6. 職員

【判定】

基準 6 を満たしている。

【判定理由】

事務組織については、「兵庫大学組織運営規程」及び「兵庫大学事務分掌規程」に定められ適切に業務が運営されている。職員の採用については、新規は指定校制による公募を原則とする「兵庫大学等就業規則」で定められており、専任職員・補助職員・派遣職員・アルバイトを含め、職員数は十分に確保されている。昇任、異動についての規程が未整備であるが、「HMBO(Hyogo university Management By Objectives and Self-control)」による「職員人事考課制度」などを活用して、適切に運営している。

平成 7(1995)年度から人事考課制度を導入し、平成 18(2006)年からは「HMBO」により目標管理による能力開発を実施している。また、各種団体などの研修に積極的に参加させ情報の共有化を図っている。

教育研究支援については専任職員が各種の委員会に委員として参加し（1 委員会に平均 2 名の職員が出席）、教員と協同で支援業務に当たっている。

基準 7. 管理運営

【判定】

基準 7 を満たしている。

【判定理由】

法人の管理運営は「学校法人睦学園寄附行為」に定められた目的を達成するために、諸規程に基づき理事会並びに評議員会で行う体制が整備されている。

法人部門の最高議決機関としての理事会、日常業務などの協議・決定機関としての「常任理事会」、諮問機関としての評議員会、会計監査を担当する監事を配置し、「理事会業務委任規則」「理事会会議規則」「監事監査規則」「常任理事会会議規則」を整備して管理運営を行っている。また、併設校の副校長、事務長などを加えた「拡大常任理事会」、併設校の教職員 11 名で構成される「学園協議会」を設置し、学園運営の諸課題についての審議・立案などを行っている。

教学部門については「理事会業務委任規則」により学長に教育・研究に関する業務を明確に委任している。大学の管理運営に関しては「兵庫大学組織運営規程」に基づいて行っている。また、大学の最高意思決定機関として「大学運営会議」を置き、教学面における基本的事項を審議・決定している。他方、理事会には学長・副学長をはじめとする大学運営会議の構成員が加わっており、管理部門と教学部門の連携は適切になされている。

教育研究に関する運営は「学部教授会」「研究科委員会」「学科長会議」「コース会議」「各種委員会」によって行われている。平成 16(2004)年度から「第三者評価委員会」を設置し評価制度に関する対応の周知を図り、平成 17(2005)年度に「自己点検実施委員会」を設置し「自己点検・評価報告書」を作成し、公表した。平成 19(2007)年度には「認証評価プロ

ジェクト」を設置した。

基準 8. 財務

【判定】

基準 8 を満たしている。

【判定理由】

平成 19(2007)年度までは帰属収支差額は黒字を確保していたが、平成 20(2008)年度に、会計処理の変更・積極的な教育環境整備投資などを行ったことにより、主要な財務比率が平均値に達していない。ただし、安定的な財源確保のため学生定員の確保に努めることや経費の抑制・高い人件費比率を適正水準に引下げることなどを柱とした第 6 次財政中期計画（平成 19(2007)～23(2011)年度）を基盤に、入学定員の適正化、改組改編による新学部を設置、早期退職優遇制度の導入など財政安定化に向けた努力がなされている。したがって、今後、定員未充足の学部・学科における学生確保や教員数の適正化など新たに策定された第 7 次財政中期計画の確実な履行が望まれる。

監事及び監査法人による監査については適切かつ客観的に行われている。特に、監事による「業務監査報告書」は「大学運営会議」や教授会などへも報告し、これを管理運営の改善に反映させている。

財務情報の公開は、学園ホームページや学園ニュース「あおぞら」に事業計画書、事業報告書、決算書、財産目録が掲載され、適切な方法で実施されている。

教育研究を充実させるための外部資金の導入については、国・地方公共団体の補助金・助成制度を活用し、補助金収入は他の同規模法人と比較して高い水準で推移している。資産の運用は、定められた規則に基づき適正に処理・運用されている。

基準 9. 教育研究環境

【判定】

基準 9 を満たしている。

【判定理由】

校地・校舎は大学設置基準を十分満たしており、適切に整備され、維持、管理を行っている。学術情報ネットワーク「新HARMONIS(Hyogo University Academic Resources Service for Multimedia Open Network Information System)」を構築し教育研究に活用している。また、ウェブサイト上のポータルサイトを活用した総合型学生サービスを導入し活用するため学生に対して貸出し用のノート型パソコンを十分に確保し、高度情報化時代の教育研究に対応できる設備を整備している。グラウンド、テニスコート、体育館、「ウェルネスルーム」「リズム室」などの施設・設備は、課外活動のほか地域住民にも開放している。

平成 19(2007)年度に「兵庫大学・兵庫大学短期大学部における危機管理に関する規程」

及び「危機管理ガイドライン」を制定し、安全性の確保に努めている。学内のバリアフリー化は平成18(2006)年度からエレベータの設置、身体障害者用トイレの設置など順次進めている。耐震化の対応については、今後、耐震化補強を計画に沿って具体的に実施する必要がある。

キャンパス・アメニティの形成、支援のため学生代表と大学執行部との意見交換を行う「CR委員会」(キャンパスリフォーム委員会)を毎年開催し、意見を大学が真摯に受止め、教育及び大学生活支援の方針に生かすよう計画を策定している。

【参考意見】

- ・施設の耐震については、耐震診断調査だけではなく、早急に改善計画を策定し、補強工事を順次、着工することが望まれる。

基準10. 社会連携

【判定】

基準10を満たしている。

【判定理由】

東播磨地域2市2町(加古川市、高砂市、稲美町、播磨町)にある高等教育機関は、当該大学と併設の短期大学だけであることから、大学を「地域の生涯学習機会の拠点」と位置付け、大学が有している物的・人的資源を計画的・組織的に提供している。

地元自治体との関係では、加古川市からの受託研究を行うとともに、平成18(2006)年度には市及び加古川商工会議所との間で「産官学連携協定」が結ばれ、附属研究所を中心にさまざまな連携事業を推進している。

他大学との関係では、「大学コンソーシアムひょうご神戸」と連携し、「キッズオープンキャンパス」や「まちの寺子屋師範塾」を開催し、地域の子育て支援や大学を地域の子どもたちに開放する事業を展開している。

地域社会との関係では、「東播磨生活創造センター『かこむ』」を兵庫大学加古川駅前サテライトと位置付け、公開講座である兵庫大学講座や兵庫県はため池の数が日本一多いという特性を生かした講座「いなみ野ため池学」を開催するなど、地域ニーズを意識したプログラムを提供している。また、高大連携についても併設の高校を中心に東播磨地区の高校と出張講義・特別授業・授業聴講などの取組みが行われるなど、多方面にわたり大学と地域社会との協力関係が構築されている。

基準11. 社会的責務

【判定】

基準11を満たしている。

【判定理由】

兵庫大学

社会的機関としての組織倫理に関する規程としては、「兵庫大学等就業規則」「兵庫大学事務分掌規程」を定め、教職員の職務と役割分担を明確にしている。また、「個人情報の保護に関する規程」「ハラスメントの防止等に関する規程とガイドライン」「公的研究費の運営・管理等の取組指針」などの研究倫理に関する規程や「公益通報等に関する規程」「人権教育推進委員会規程」など、人権問題に関する規程制定と広範囲にわたる組織倫理に関連する諸規程が定められ、適切に運営されている。

緊急時及び危機事象が発生した場合には、「危機管理に関する規程」や「危機管理ガイドライン」に基づき対応する。火災・地震などの災害については「防災管理規程」により、防災管理者などを置き災害に備えている。その他情報システムへの対応や「薬品類の取り扱い管理者及び廃棄等に関する規程」の整備、不審者に対する警備体制など危機管理の体制は整備されている。

大学の教育研究成果は、学内外に、研究年鑑・兵庫大学論集・年報などを通じて、また公開講座とともに公表する体制が整備されている。

